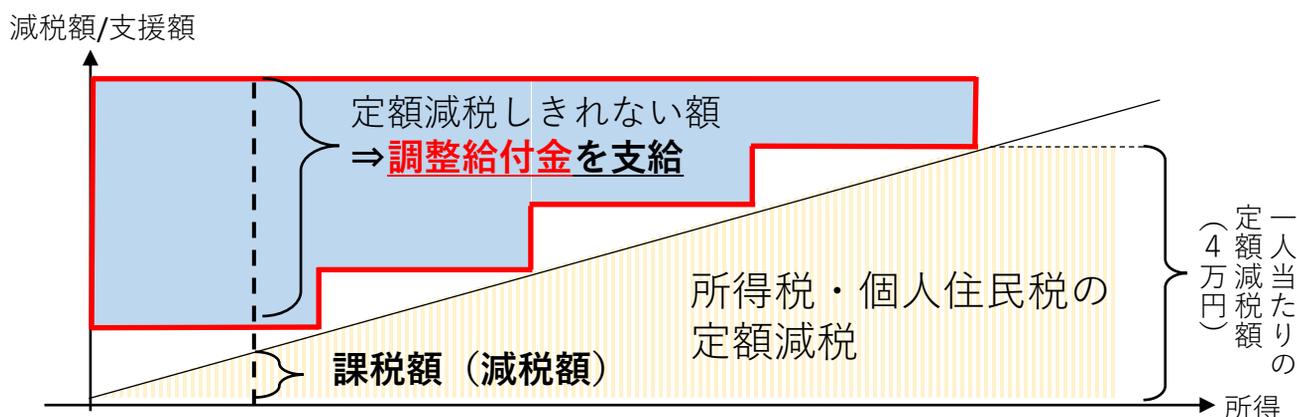


定額減税補足給付金（調整給付）について

「調整給付金」とは？

- 物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。
- **定額減税しきれない方に対しては、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給**されます。

<調整給付金のイメージ>



(例1)	(例2)	(例3)	(例4)
課税額 2,000円	課税額 14,000円	課税額 26,000円	課税額 38,000円
減税しきれない額 38,000円	減税しきれない額 26,000円	減税しきれない額 14,000円	減税しきれない額 2,000円
調整給付額 (1万円単位切上) 40,000円	調整給付額 (1万円単位切上) 30,000円	調整給付額 (1万円単位切上) 20,000円	調整給付額 (1万円単位切上) 10,000円

支給金額について

(例) 納税義務者本人が妻と子ども2人を扶養している場合

納税義務者本人の令和6年分の所得税額は7万3千円、個人住民税額は2万5千円

- ・ 所得税分定額減税額：3万円×(本人+扶養親族数3人) = 12万円
- ・ 住民税分定額減税額：1万円×(本人+扶養親族数3人) = 4万円

(1) 所得税分控除不足額

(所得税分減税可能額) 12万円 - (所得税額) 7万3千円 = 4万7千円

(2) 住民税分控除不足額

(住民税分減税可能額) 4万円 - (所得税額) 2万5千円 = 1万5千円

【調整給付額】

(1) 所得税分控除不足額：4万7千円 + (2) 住民税分控除不足額：1万5千円
= 6万2千円 (1万円単位で切り上げ) **調整給付額：7万円**

低所得世帯への給付金（1世帯10万円）について

- 本給付金は、物価高騰対策として、物価高に苦しんでいる低所得世帯（令和6年度において新たに住民税非課税世帯となる世帯または住民税均等割のみ課税世帯となる世帯）に対して、1世帯あたり10万円の給付を行います。また、それらの対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対しては、児童1人あたり5万円を給付します。

注）次に該当する世帯は**対象外**になります。

- 令和5年度に住民税非課税世帯給付金（7万円）または住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）の支給対象となった世帯
 - 既に他の自治体で同趣旨の給金を受領した世帯
 - 世帯全員が住民税課税者の扶養になっている世帯
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

五木村が確認書(または申請書)を受理した日から**1ヵ月**が目安です。

支給対象と申請の有無

給付金の支給対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。中身を確認して、五木村役場保健福祉課まで返信してください。

給付金を装った詐欺にご注意ください！

役場から現金自動預払機（ATM）の操作や、手数料の振込を求めることはありません。

お問い合わせ

五木村役場保健福祉課 福祉係

電話：0966-37-2214（IP：2214）

受付時間：平日8：30～17：15